

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		国際法の発展・形成に向けた取組				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	⑨
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	113,767	105,474	103,927	198,890	144,866
	補正予算	0	0	0		
	繰越し等	0	0	0		
	計	113,767 <0>	105,474 <0>	103,927 <0>		
執行額		96,991	86,677	98,484		

政策評価調書（個別票2）

政策名	国際法の発展・形成に向けた取組					番号	⑨	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	外務本省	分野別外交費	国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費	187,863	132,113		
	●	2	一般	在外公館	分野別外交費	国際法の形成・発展に向けた取組に必要な経費	11,027	12,753		
	●	3								
	●	4								
	小計							198,890 <> の内数	144,866 <> の内数	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計							<> の内数	<> の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計							<> の内数	<> の内数	
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計							<> の内数	<> の内数	
合計							198,890 の内数	144,866 の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			国際法の形成・発展に向けた取組				番号	⑨	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績		
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント		
該当なし							概算要求への反映状況		
合計									

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組

平成 30 年度政策評価書

(外務省 29-Ⅱ-3)

施策名(※)	国際法の形成・発展に向けた取組					
施策目標	新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。 1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。 2 安全保障、領土・海洋等我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するとともに、諸外国・国際機関との間で領事・刑事、原子力等の政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。 3 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	114	105	104	199
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	114	105	104	
執行額(百万円)		97	87	98		

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
	測定指標の28・29年度目標の達成状況 (注2)	個別分野1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用		
		* 1-1	国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献	B
		* 1-2	国際法についての知見の蓄積・検討	B
		* 1-3	国際法の普及活動の推進	B
		個別分野2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施		
		* 2-1	我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化	B
		* 2-2	諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化	B
		個別分野3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施		
		* 3-1	多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進	B
* 3-2		日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画	B	

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の28・29年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び28・29年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ・ ICJ など、国際法規形成及び発展における日本の代表とプレゼンスを確保する努力を評価したい。 ・ 他方、ACSA、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定推進とロシアとの北方領土問題交渉加速化とが評価で一括りにされ(2-1)、加速化したとは言い難い(見方によっては日米安保と絡められ、交渉進展見込みが後退した)後者も含めてbとなるのは、釈然としない。しなかつたものをしなかつたと言える評価対象の分別が必要ではないか。 ・ (個別分野2) 我が国の安全保障協力関係が多角化する中で、パートナー国との法的枠
-----------------	--

	組みの重要性が増している。とりわけ物品役務相互提供協定（ACSA）・防衛装備品・技術移転協定・情報保護協定（GSOMIA）がアジア・欧州・中東のパートナー国との間で更に拡充していくことが望まれる。また、自衛隊が災害救援・人道支援（HA/DR）や国際平和協力分野で他国で活動する場合の法的地位を定めた、訪問部隊協定（VFA）を更に拡充させていくべきである。
--	---

担当部局名	国際法局	政策評価 実施時期	平成30年8月
-------	------	--------------	---------

個別分野 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

施策の概要

- 1 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- 2 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。
- 3 国際法の普及活動を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 196 回国会外交演説（平成 30 年 1 月 22 日）

測定指標 1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献 *

中期目標（一年度）

国内外における法の支配を推進する。

28 年度

年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献により、法の支配を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程締約国会議、国連国際法委員会（ILC）及び国連総会第 6 委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、ハーグ国際私法会議（HCCH）、私法統一国際協会（UNIDROIT）会合、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。
- 2 国連海洋法条約（UNCLOS）締約国会議（SPLoS）、国際海底機構（ISA）総会・理事会等に参加し、日本政府としての意見表明を行う。
- 3 上記の一環として、ILC 委員選挙（10 月）での我が国指名候補の当選を実現する。また、29 年に予定されている ICC 裁判官選挙において当選を実現するため、積極的な支持要請を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献

国際刑事裁判所（ICC）に関しては、ICC ローマ規程締約国会議（11 月）において積極的に議論に貢献した。また、ICC 被害者信託基金（TFV）においては、4 月に我が国の野口元郎理事長が再選され、ICC における被害者賠償制度の運用に重要な任務を遂行した。

国連国際法委員会（ILC）に関しては、我が国の村瀬信也委員が「大気の保護」に関する法典化プロジェクトの特別報告者として、前年に引き続き報告書を提出。ILC の審議をリードし、法典化作業に貢献した。国連総会第 6 委員会（10～11 月）に関しては、ILC 報告等に関する審議において、ステートメントの実施等を通じて各議題に対する立場を表明した。また、第 71 回国連総会において採択された「越境地下水の法」決議について、我が国が第 6 委員会における調整役を務め、決議の採択に大きく貢献した。

アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）に関しては、我が国として審議に積極的に参加し、5 月に開催された第 55 回 AALCO 総会の際には、暴力的過激主義とテロリズムに関するサイドイベントを主催し、刑事司法分野の人材育成に関する我が国の取組を紹介し、AALCO 加盟国と意見交換を行うなど、同地域における法の支配の推進に貢献した。また、29 年 1 月から 2 月にかけて、ケネディ・ガストーン AALCO 事務局長を招へいし、国際法又は法制度整備支援分野における様々な国内関係者と今後の協力に向けた協議を行った。

ハーグ国際私法会議（HCCH）における作業部会及び特別委員会へ政府代表として研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し、私法分野における条約作成等に貢献した。

国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）における作業部会等へ政府代表として研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し、国際法秩序の構築に貢献した。

私法統一国際協会（UNIDROIT）においては神田秀樹学習院大学教授が理事を務めているほか、専

門家会合等へ研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し、私法分野における統一法条約やモデル法の作成に貢献した。

2 国際海洋法裁判所 (ITLOS) では、柳井俊二裁判官が17年から任務に就いており (現在2期目、23年10月から26年9月までは裁判所所長)、海洋に関する紛争の平和的解決に多大な貢献をした。

大陸棚限界委員会 (CLCS) においては、23年から浦辺徹郎東京大学名誉教授が委員を務め、締約国が提出した大陸棚延長申請の審査に多大な貢献をした。

国際海底機構 (ISA) では、法律・技術委員会選挙 (7月) において、神谷夏実 ((独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC)) 職員の後任に岡本信行 JOGMEC 職員が再び選出され、開発規則作成の議論に参画した。また、財政委員会選挙 (7月) において山中真一委員 (在リトアニア大使館参事官) の後任に大沼寛在メキシコ大使館書記官が選出され、ISA の適切な運営に財政面から貢献した。

国連海洋法条約 (UNCLOS) 締約国会議 (SPLoS) では、我が国として海における法の支配への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。

途上国出身委員の会議参加支援のため、CLCS の信託基金に任意拠出を行い、ITLOS 及び ISA に対しても分担金 (いずれも UNCLOS 締約国中最大) を拠出した。

国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会では、新協定に盛り込むべき要素に関し積極的に発言を行い、国際法秩序の形成・発展に貢献した。

3 11月、国連総会において行われた ILC 委員選挙の結果、我が国の村瀬信也委員が再選された。

また、29年に予定されている ICC 裁判官選挙において当選を実現するため、積極的な支持要請を行った。

29年度

年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献により、法の支配を一層推進する。

1 国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程締約国会議、国連国際法委員会 (ILC) 及び国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO)、ハーグ国際私法会議 (HCCH)、私法統一国際協会 (UNIDROIT) 会合、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) 等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。

2 国連海洋法条約 (UNCLOS) 締約国会議 (SPLoS)、国際海底機構 (ISA) 総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し、日本政府としての意見表明を行う。

3 大陸棚限界委員会 (CLCS) 委員選挙及び ICC 裁判官選挙において我が国指名候補の当選を実現する。

施策の進捗状況・実績

1 国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献

国際刑事裁判所 (ICC) に関しては、28年に引き続き、様々な面で ICC の活動を支援し、特に、人材面で大きく貢献した。国際海洋法裁判所 (ITLOS) では、柳井俊二裁判官が17年から任務に就いており (現在2期目、23年10月から26年9月までは裁判所所長)、海洋に関する紛争の平和的解決に多大な貢献をした。

国連国際法委員会 (ILC) に関しては、我が国の村瀬信也委員が「大気の保護」に関する法典化プロジェクトの特別報告者として、28年に引き続き報告書を提出。ILC の審議をリードし、法典化作業に貢献した。国連総会第6委員会に関しては、ILC 報告等に関する審議において、ステートメントの実施等を通じて各議題に対する立場を表明した。

アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) に関しては、5月に開催された AALCO 総会で積極的に審議に参加するとともに、法の支配をテーマとするサイドイベントを主催し、法制度整備支援や司法分野の人材育成等、我が国の取組を紹介して、アジア・アフリカの各国と意見交換を行った。

ハーグ国際私法会議 (HCCH) における特別委員会等へ政府代表として研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し、私法分野における条約作成等に貢献した。

国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) における作業部会等へ政府代表として研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し、国際法秩序の構築に貢献した。

私法統一国際協会（UNIDROIT）においては、神田秀樹学習院大学教授が理事を務めているほか、専門家会合等へ研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し、私法分野における統一法条約やモデル法の作成に貢献した。

- 2 国際海底機構（ISA）では、開発規則のパブリックコメントに対する我が国の見解を提出したほか、理事会等での議論に当たり、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献した。

また、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し、新協定に盛り込むべき要素に関し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献した。

途上国出身委員の会議参加支援のため、大陸棚限界委員会（CLCS）の信託基金に任意拠出を行い、ITLOS 及び ISA に対しても分担金（いずれも国連海洋法条約（UNCLOS）締約国中最大）を拠出した。

- 3 12月のICCローマ規程締約国会議において行われたICC裁判官選挙の結果、我が国の赤根智子国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が当選し、30年3月に裁判官に就任した。また、同じ締約国会議で議長団メンバー及び予算財務委員会委員の選挙がそれぞれ行われ、我が国は、これらのメンバー及び委員を引き続き務めることになった。

大陸棚限界委員会（CLCS）については、6月の選挙において、山崎俊嗣（東京大学大気海洋研究所）教授が委員への当選を果たし、CLCSによる大陸棚延長申請の審査等の活動に貢献した。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

測定指標 1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 *

中期目標（一年度）

国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

28年度

年度目標

- 1 国際法に関する研究会等国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法実務能力の向上に貢献する。

国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。

二国間国際法局長協議を実施し、各国国際法実務者と意見交換を行う。

海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。

- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積

国内外の研究者との間で、国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を開催し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。

英・米・蘭・仏・ベトナム・シンガポール・スウェーデン等各国外務省との国際法局長協議を通じて領土、武力の行使及び海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。

29年2月には、外務省主催で海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、国内外有識者による報告・議論を通じ学術的知見の蓄積を行った。ITLOS 所長の基調講演を始め、国内及び国外の国際法学者や国際法専門家 13 名のパネリスト及びコーディネーター（このうち、外国人は6名。）による講演及び質疑応答を通じ、我が国が抱える課題や我が国の関心事項について専門的知識を聴取し、意見交換を行い、多くの知見が得られた。

- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記1の取組により得られた国際法上の知見を活用し、武力の行使に関する国際法上の論点の検討、領土・海洋に関し我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めることができた。

29年度

年度目標

- 1 国際法に関する研究会等国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法実務能力の向上に貢献する。
 - ・国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。
 - ・二国間国際法局長協議を実施し、各国国際法実務者と意見交換を行う。
 - ・海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積
国内の研究者との間で、国際公法上の論点に関する研究会を開催し、学術的観点から、外務省員の国際法に関する見識を深めた。
英、仏、独等との国際法局長協議等を通じて、武力の行使及び海洋分野を含む国際法に関して、我が国が抱える課題や我が国の関心事項に対する各国の考え方や取組について、外務省員の実務的な知見の蓄積を進めた。
米・仏から国際法学者や国際法専門家計8名招へいし、我が国が抱える課題や我が国の関心事項について専門的知見を聴取し、意見交換を行い、多くの知見が得られた。
12月に、外務省、内閣府総合海洋政策推進事務局及び国連大学サステナビリティ高等研究所と共催で海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、国内外の国際法学者や専門家による報告・議論を通じ、学術的知見の共有及び蓄積を行った。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進
1の取組により得られた国際法上の知見を活用し、武力の行使に関する国際法上の論点の検討、領土・海洋に関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めることができた。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

測定指標 1－3 国際法の普及活動の推進 *

中期目標（一年度）

国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。

28年度

年度目標

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日弁連等とも協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 アジア・カップ等の国際法模擬裁判を実施又は支援する。

施策の進捗状況・実績

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のために以下の施策を実施した。

- 1 大学における国際法の講義を積極的に引き受け、講義の実施等を通して国際法に関する知識の普及に努めた。また、外務省内においても様々なレベルの職員に対して国際法に関連する研修を延べ約30時間実施し、人材育成に努めた。
- 2 ICC、ICJ及びUNCLOSについては、概要情報及び我が国の関係等についての情報を外務省ホームページに更新の上掲載した。このほか、外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの概要を外務省ホームページに掲載し、更なる国際法の情報発信の一助とした。
- 3 国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的に日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を実施

し（9月）、2日間で延べ65名が参加した。また、「海洋法の20年の発展と新たな課題」をテーマに海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、ITLOS 所長を基調講演者として迎えたほか、権威ある海洋法研究者及び実務家13名がコーディネーター及びパネリストとして出席し、在京外交団、政府関係者、研究者、学生ら延べ約300人が参加した。

- 4 国際法学会と国際法模擬裁判「2016年アジア・カップ」を共催（8月）し、日本を含むアジア11か国の学生代表が参加して、「海洋保護区の設置の合法性」をテーマに模擬裁判を実施した。参加国の学生に対する国際法の理解促進に努め、アジアにおいて国際法を専門とする若手法律家の育成、同法律家間のネットワーク構築、及び国際社会及び紛争解決における法の支配の重要性について共通認識の涵養に努めた。

29年度

年度目標

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日弁連等とも協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 アジア・カップ等の国際法模擬裁判を実施又は支援する。

施策の進捗状況・実績

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のために以下の施策を実施した。

- 1 大学における国際法の講義を積極的に引き受け、講義の実施等を通して国際法に関する知識の普及に努めた。また、国際司法裁判所（ICJ）所長、同書記及び海外の著名な国際法学者や国際裁判の経験豊富な実務家を招へいし、国内の大学や研究機関において後援会や意見交換会を延べ10回実施した。さらに、これら招へいの機会に省内でもセミナーや意見交換会を設け、入省初期の省員を対象とする国際法関連の研修も延べ約34時間実施した。
- 2 国際刑事裁判所（ICC）、国際司法裁判所（ICJ）及び国連海洋法条約（UNCLOS）については、概要情報又は我が国との関係等についての情報を外務省ホームページに更新の上、掲載した。特に、アジアカップ（8月）開催やICJ所長の訪日（8月）、更には赤根智子ICC裁判官の選出（12月）などについて随時ホームページに掲載したり、外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの概要を紹介したりするなど、更なる国際法の情報発信を行った。
- 3 国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的に日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を実施し、約80名が参加した（9月）。
「大陸棚限界委員会（CLCS）設立20周年～成果と課題」をテーマに海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、大陸棚限界委員会前議長を基調講演者として迎えたほか、著名な海洋法研究者及び実務家13名がコーディネーター及びパネリスト等として出席し、在京外交団、政府関係者、研究者、学生ら延べ約100人が参加した。
- 4 国際法学会と国際法模擬裁判「2017年アジア・カップ」を共催（8月）し、日本を含むアジア11か国の学生代表が参加して、「排他的経済水域（EEZ）内における沿岸国による管轄権の行使（他国船舶の拿捕など）の合法性」をテーマに模擬裁判を実施した。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

評価結果（個別分野1）

施策の分析

【測定指標1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献】

28年度

我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所（ICC）、国際海洋法裁判所（ITLOS）、国連国際法委員会（ILC）等、国際司法機関や国際法規形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官及び委員等を輩出してきている。28年度においてはICC・被害者信託基金（TFV）

の理事会で、野口元郎理事長（元カンボジア・クメール・ルージュ特別法廷最高審裁判官）が理事長に再選された。また、国際私法分野においても、ハーグ国際私法会議（HCCH）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、私法統一国際協会（UNIDROIT）において、政府代表として研究者や政府担当官を各作業部会等に派遣し、条約等の作成に貢献した。さらに、我が国は ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所（PCA）といった国際司法機関の最大分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。このように我が国は、国際法規形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、人材面及び財政面で貢献することで、国際社会における法の支配の推進に効果的に寄与してきた。27年4月の国際裁判対策室設置により、28年度は他省庁の関連部局や外部専門家との協力関係を構築及び強化し、国際裁判所の手続（仲裁、調停含む）について分析・研究に取り組むなど、国際法に基づく紛争解決のための体制強化を効果的に進めた。（28年度：国際法に係る調査（達成手段①）、領土保全対策関連事業（達成手段③））

29年度

我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所（ICC）、国際海洋法裁判所（ITLOS）、国連国際法委員会（ILC）等、国際司法機関や国際法規形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官及び委員等を輩出してきている。29年度においては ICC 裁判官選挙で、赤根智子国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が当選し、30年3月に裁判官に就任したほか、ICC においては、裁判所の運営や財政に係る様々な分野で日本の委員等が引き続き活躍した。また、国際私法分野においても、ハーグ国際私法会議（HCCH）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、私法統一国際協会（UNIDROIT）において、政府代表として研究者や政府担当官を各作業部会等に派遣し、条約等の作成に貢献した。さらに、我が国は ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所（PCA）といった国際司法機関の最大分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。このように我が国は、国際法規形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、人材面及び財政面で貢献することで、国際社会における法の支配の推進に効果的に寄与してきた。27年4月の国際裁判対策室設置により、29年度は他省庁の関連部局や外部専門家との協力関係を構築及び強化し、国際裁判所の手続（仲裁、調停含む）について分析・研究に取り組むなど、国際法に基づく紛争解決のための体制強化を効果的に進めた。（29年度：国際法に係る調査（達成手段①）、領土保全対策関連事業（達成手段③））

【測定指標 1-2 国際法についての知見の蓄積・検討】

28年度

国際法の諸分野に関する各種会合や協議への参加、英・米・仏・国際機関等から国際法学者や国際法専門家をして得られた関連国際法に関する最新の知見は、領土・歴史問題や日本の国際裁判の対策強化など、我が国が抱える課題や我が国の関心事項に関する問題を検討する上で有益であった。

海洋法に関する国際法シンポジウムで国内外の有識者を招き、議論を行ったことは、海洋法に関する知見を蓄積する上で有益であった。（28年度：国際法に係る調査（達成手段①）、領土保全対策関連事業（達成手段③））

29年度

国際法の諸分野に関する各種会合や協議への参加、英・米・仏・国際機関等から国際法学者や国際法専門家をして得られた関連国際法に関する最新の知見は、我が国が抱える課題や我が国の関心事項に関する問題を検討する上で有益であった。

海洋法に関する国際法シンポジウムで国内外の有識者を招き、議論を行ったことは、海洋法に関する知見を蓄積する上で有益であった。（29年度：国際法に係る調査（達成手段①）、領土保全対策関連事業（達成手段③））

【測定指標 1-3 国際法の普及活動の推進】

28年度

ICJ、ICC 及び UNCLOS に関する概要情報の更新は国際法に関する知識普及及び理解促進の上で有効であった。特に、法曹資格を有する若手外務省員から、外務省内での国際法に関する業務を説明するなど、実体験を踏まえた説明は参加者の評価が高かった。

また、日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（9月）を実施したことは、国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的として、日本の法曹関係者の国際法に対する知識と理解を高め、国際的な支援で活躍できる人材育成・発掘を進める上で、効果的であった。

海洋法に関する国際シンポジウムの開催は、海洋法に関する知識普及及び理解促進の上で有効であった。さらに、国際法学会と国際法模擬裁判「2016年アジア・カップ」を共催し（8月）、日本を含むアジア11か国11名の学生の代表が「海洋保護区の設置の合法性」をテーマに模擬裁判に参加したことは、我が国における国際法人材の育成だけではなく、アジア諸国の学生の国際法に対する理解の促進という観点からも有益であった。（28年度：国際法に係る調査（達成手段①）、条約締結等事務事業（達成手段②））

29年度

ICJ, ICC, UNCLOS, 要人往来等に関する概要情報の更新は、国際法に関する知識普及及び理解促進の上で有効であった。

また、日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等総勢約80名を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（9月）を実施したことは、国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めるとともに、日本の法曹関係者の国際法に対する知識と理解を高め、国際的な支援で活躍できる人材育成・発掘を進める上で効果的であった。特に、法曹資格を有する若手外務省員から、外務省内での国際法に関する業務を説明するなど、実体験を踏まえた説明は参加者の評価が高かった。

海洋法に関する国際シンポジウムの開催は、海洋法に関する知識普及及び理解促進の上で有効であった。また、国際法学会と国際法模擬裁判「2017年アジア・カップ」を共催し（8月）、日本を含むアジア11か国の学生の代表が「排他的経済水域（EEZ）内における沿岸国による管轄権の行使（他国船舶の拿捕など）の合法性」をテーマに模擬裁判に参加したことは、我が国における国際法人材の育成だけではなく、アジア諸国の学生の国際法に対する理解の促進という観点からも有益であった。さらに、国際裁判対策のための国内外の法律事務所との連携、法務省との関係強化、国際裁判手続の研究などを通じ、国際裁判対応力を強化する上で効果があった。（29年度：国際法に係る調査（達成手段①）、条約締結等事務事業（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

国家間の関係を安定・深化させるとともに、紛争の平和的解決を図るためには、国際社会における「法の支配」の確立に貢献することが重要である。

我が国の国益に沿った形で国際法規の発展を図るため、国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献するとともに、各種国際司法機関やフォーラム等に対し、人材面・財政面でコミットする。また、国際法についての知見を蓄積・検討し、外交実務に活用するため、国内外の専門家との連携を図る。さらに、紛争の平和的解決を始め、国内外における法の支配及び国際法の重要性が一層増している状況を踏まえ、国内外において法の支配の推進に携わる人材を育成することで体制の強化をより一層図っていく。このため、大学や日弁連等各種団体とも協力し、国内外における国際法の知見の普及に努める。

【測定指標】

1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献

国際法の形成及び発展を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を人的及び財政的に支援し、引き続き法の支配を推進する。

1-2 国際法についての知見の蓄積・検討

領土や海洋といった分野を含めた様々な重要テーマに関して、国際法学者・専門家等との意見交換を通じて今後とも継続的に知見を蓄積するとともに、最新の知見を活用し、国際的な議論に参画することを継続し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

1-3 国際法の普及活動の推進

国際法に関する知識を普及するとともに、国内外において国際法に携わる人材を育成する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ 外務省ホームページ

国際社会における法の支配（平成 30 年 2 月 23 日）

（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shihai/index.html>）

赤根国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事の国際刑事裁判所裁判官当選について（外務大臣談話）（平成 29 年 12 月 5 日）

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_003509.html）

国際法模擬裁判 2017 アジア・カップの開催（平成 29 年 8 月 21 日）

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004928.html）

個別分野 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

- 1 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。
- 2 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）
 - 六 外交・安全保障
（防衛力の強化），（日米同盟の抑止力），（地球儀を俯瞰（ふかん）する外交）
- ・ 第 196 回国会外交演説（平成 30 年 1 月 22 日）

測定指標 2-1 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化 *

中期目標（--年度）

我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。

28 年度

年度目標

- 1 米国を含む諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）や防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結・改正に向けた交渉等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日米安保体制の信頼性向上に向けて、29年1月に日米地位協定の軍属補足協定を締結した。物品役務相互提供協定（ACSA）については、9月に米国との間で、29年1月に豪州及び英国との間で協定に署名した。防衛装備品・技術移転協定については、マレーシア及びインドネシアとの間で交渉の過程にあり、フランスとの間の協定が12月1日に発効した。また、11月に日韓軍事秘密情報保護協定を締結した。
- 2 日露間の平和条約締結問題に関し、6月及び8月には外務当局間での平和条約締結交渉が行われた。また、累次の首脳・外相会談を含む様々なレベルでのやり取りを踏まえ、12月のプーチン大統領訪日時の首脳会談では、平和条約問題を解決するとの両首脳自身の真摯な決意が示された。

29 年度

年度目標

- 1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定（ACSA）や防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結・改正に向けた交渉等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ACSAに関して、米国との新たな協定が4月に、英国との協定が8月に、豪州との新たな協定が9月に、それぞれ発効した。また、防衛装備品・技術移転協定については、5月にイタリアとの協定に、7月にはドイツとの協定にそれぞれ署名するとともに、マレーシアとの協定についても実質合意に至った。さらに、関係国との間の安全保障に係る秘密情報の共有の基盤となる情報の保護措置の更なる整備にも、引き続き取り組んだ。
- 2 首脳間の合意を踏まえつつ、北方四島における共同経済活動の実現に向けた取組や元島民の方々のより自由な往来に向けてロシア側と協議するなど、重要課題である日露間の平和条約の締結等に向けた交渉に引き続き取り組んだ。

28・29 年度目標の達成状況：B（28 年度：b，29 年度：b）

測定指標 2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化 *

中期目標（一年度）

諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。

28年度

年度目標

- 1 メキシコ、ブラジル等との間で、原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる。インドとの間で、原子力協定の署名・締結に必要な技術的な検討やインド側との調整を行う。
- 2 中国との間で、犯罪人引渡条約、受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を推進する。
- 3 EUとの間で、日EU戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた交渉等を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 二国間原子力協定のうち、インドとの間の協定について11月に署名した。また、メキシコとの間で協議を行い、交渉の進展が見られた。ブラジルとの間では交渉中の論点についての検討作業を進めた。
- 2 中国との間では、犯罪人引渡条約、受刑者移送条約の次回締結交渉の早期開催に向け鋭意働きかけを行った。
- 3 EUとの間で、日EU戦略的パートナーシップ協定の交渉会合を1回行い、双方の立場の合意に向けて一層の前進が見られた。

29年度

年度目標

- 1 メキシコ等との間で、原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる。
- 2 中国との間で、犯罪人引渡条約、受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を推進する。
- 3 EUとの間で、日EU戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた交渉等を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 メキシコとの間の原子力協定の締結に向けた協議が行われ、交渉が進展したほか、核セキュリティ分野の秘密情報の交換を可能とする枠組みに関する交渉が進展した。
- 2 中国との間では、12月に、犯罪人引渡条約に関する第4回交渉会合を実施した。受刑者移送条約については、交渉の実施に向け調整を行い、30年4月の交渉会合開催が決まった。
- 3 日EU戦略的パートナーシップ協定については、合計13回の交渉を経て7月に大枠合意、30年2月に合意した。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

評価結果（個別分野2）

施策の分析

【測定指標 2-1 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化】

28年度

米英豪との間で ACSA の署名に至り、締結プロセスを前進させることとなった。また、ロシアとの間でも有意義な交渉が行われ、北方領土問題の解決に向け進展が見られた。これらの取組は外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するとの目標の達成に向けて効果的であった。（28年度：外交・安全保障分野に関する枠組み作り（達成手段①））

29年度

米英豪との間の ACSA が発効に至った。また、ロシアとの間でも、北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を含め、北方領土問題の解決に向けた有意義な交渉が行われ、進展が見られた。これらの取組は外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するとの目標の達成に向けて効果的であった。（29年度：外交・安全保障分野に関する枠組み作り（達成手段①））

【測定指標 2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化】

28年度

二国間原子力協定のうちインドとの協定が署名されたことを始め、中国との間で犯罪人引渡条約、受刑者移送条約の次回締結交渉の早期開催の働きかけを行い、日 EU 戦略的パートナーシップ協定の交渉会合を実施した。

特に、二国間原子力協定のうちインドとの協定が署名されたことは、原子力の平和利用の推進の観点から特筆される。これは、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する上で有益であった。（28年度：政治分野に関する枠組み作り（達成手段②））

29年度

メキシコとの間の原子力協定の締結に向けた協議が行われ、交渉が進展したほか、中国との間で犯罪人引渡条約の交渉会合を行い、受刑者移送条約の次回交渉会合の開催が決定するとともに、EUとの間では、日 EU 戦略的パートナーシップ協定に大枠合意（7月）及び合意（30年2月）した。

これらは、当該国及び EU との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組み作りを推進・強化する上で有益であった。（29年度：政治分野に関する枠組み作り（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進することが必要である。

【測定指標】

2-1 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化

我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するため、日米安保体制の強化・信頼性向上に資する各種枠組みの整備に引き続き取り組む。また、諸外国との間で、ACSA、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結・改正に向けた交渉の推進に引き続き取り組む。さらに、北方領土問題で双方にとり受入れ可能な解決策を作成すべく、交渉の加速化等に引き続き取り組む。

2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を引き続き推進・強化するため、日 EU 戦略的パートナーシップ協定、原子力協定、犯罪人引渡条約、受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を進める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・官邸ホームページ
第196回国会施設方針演説（平成30年1月22日）
(https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement2/20180122siseihousin.html)
- ・外務省ホームページ
第196回国会外交演説（平成30年1月22日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002351.html)
日・米物品役務相互提供協定（日米ACSA）の発効（平成29年4月25日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004539.html)
日・英物品役務相互提供協定の発効（平成29年8月18日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004920.html)
日・豪物品役務相互提供協定の発効（平成29年9月6日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004993.html)
日伊防衛装備品・技術移転協定の署名（平成29年5月22日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004638.html)
日・独防衛装備品・技術移転協定の署名（平成29年7月18日）

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/de/page22_002828.html)

日露外相会談（平成 30 年 2 月 16 日）

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page4_003770.html)

日・インド原子力協定（平成 29 年 10 月 4 日）

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/trt/page23_001976.html)

安倍晋三日本国内閣総理大臣のメキシコ合衆国訪問の際の日本メキシコ共同プレスリリース（平成 26 年 7 月 25 日）

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000046770.pdf>)

日中犯罪人引渡条約締結交渉第 4 回会合の開催（平成 29 年 12 月 15 日）

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005436.html)

日 EU 外相電話会談（平成 30 年 2 月 16 日）

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page4_003769.html)

第 24 回日 EU 定期首脳協議（平成 29 年 7 月 6 日）

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page1_000351.html)

個別分野 3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

- 1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進
- 2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）
 - 六 外交・安全保障（積極的平和主義）
- ・ 未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日）
 - 第 2 IV 海外の成長市場の取り込み（2）i）② 経済連携交渉，投資関連協定，租税条約の締結・改正の推進
- ・ 外交青書 2017 第 3 章 国益と世界全体の利益を増進する外交
 - 第 1 節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組
 - 6 国際社会における法の支配

測定指標 3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 *

中期目標（一年度）

経済連携（FTA/EPA）について新規案件の検討，既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに，多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。

28 年度

年度目標

- 1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ，以下を実施する。
 - ・ 対象品目の拡大及び関税撤廃期間について交渉が妥結した情報技術協定（ITA）の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。
 - ・ サービスの貿易に関する一般協定（GATS）以上の自由化を実現すべく開始された新サービス貿易協定（TiSA）の交渉に我が国の国内事情を勘案しつつ積極的に関与し，交渉を加速化させる。
- 2 FTA/EPA：包括的かつ高いレベルで迅速に推進するため，以下を実施する。
 - ・ 大きな戦略的意義を有する TPP 協定につき，早期発効に向けた機運を高めるべく，同協定の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。
 - ・ 日・コロンビア EPA，日中韓 FTA，日 EU・EPA，東アジア地域包括的経済連携（RCEP），日・トルコ EPA につき引き続き交渉を進展させる。
 - ・ 発効済みの EPA（計 15 件）につき，その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO
 - ・ WTO 協定改正議定書（貿易円滑化協定）が 29 年 2 月に発効し，公布手続を行った。また，情報技術協定（ITA）について，締結につき承認を求めべく 29 年 2 月に第 193 回国会に提出し，国会承認に向けて各種業務を行った。TiSA 交渉については，28 年内の実質合意に向けて交渉に積極的に関与してきたが，29 年の早期妥結に向けて引き続き連携していくこととなった。
- 2 FTA/EPA
 - ・ TPP 協定については，29 年 1 月に，協定の寄託国であるニュージーランド（NZ）に対し，我が国の国内手続完了に関し通報を行った。
 - ・ 日・コロンビア EPA 交渉の非公式会合等を開催し，物品貿易，原産地規則等の分野について協議し，合意に向けて進展した。また 9 月及び 11 月の日・コロンビア首脳会談において首脳間で交渉の早期妥結を目指す旨確認した。
 - ・ 日中韓 FTA については，3 回の交渉会合を開催した。
 - ・ 日 EU・EPA については，3 回の交渉会合を開催し，12 月には岸田外務大臣が，マルムストローム欧州委員（貿易担当）との電話会談を実施した。また，29 年 2 月には岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との間で昼食会を実施し，日 EU・EPA は日 EU 間の最優先課題である

こと及び保護主義的な動きに対抗するために日 EU・EPA の可能な限り早期の大枠合意が極めて重要であることを再確認した。

- ・東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、6回の交渉会合を開催し、2度の閣僚中間会合を開催した。また、ラオスのビエンチャンにおいて9月に開催された ASEAN 関連首脳会議では RCEP 首脳による共同声明文が発出された。
- ・日・トルコ EPA については、3回の交渉会合を行った。
- ・発効済みの EPA については、都度、法的観点から、協定に基づいて設置されている各種委員会の運営、条文の解釈等につき助言を行った。また、日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定については、投資章・サービス貿易章の早期発効等を目指し、2回の合同委員会を開催するなどの取組を進めた。

29 年度

年度目標

- 1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
 - ・対象品目の拡大及び関税撤廃期間について交渉が妥結した情報技術協定（ITA）の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。
 - ・サービスの貿易に関する一般協定（GATS）以上の自由化を実現すべく開始された新サービス貿易協定（TiSA）の交渉について、早期妥結に向けて積極的に議論に貢献する。
- 2 FTA/EPA：包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
 - ・日・コロンビア EPA、日中韓 FTA、日 EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日・トルコ EPA、日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定の改正につき引き続き交渉を進展させる。
 - ・発効済みの EPA（計15件）につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO
 - ・WTO については、12月に第11回 WTO 閣僚会議（MC11）が開催され、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の非違反申立てに係るモラトリアムの延長、電子商取引に係る作業計画の策定等につき建設的な議論がなされた。
 - ・情報技術協定（ITA）について、締結につき承認を求めべく 29 年 2 月に第 193 回国会に提出し、4 月に国会承認がなされた。
 - ・TiSA については、種々の会合の場において働きかけを行ってきたものの、現時点では交渉は中断されており、早期の交渉再開を模索している。
- 2 FTA/EPA
 - ・TPP については、中長期的な米国の TPP 復帰も念頭に、11 か国による TPP 早期発効に向けて議論を続け、11 月に大筋合意を達成、30 年 1 月の高級事務レベル会合で交渉が妥結し、30 年 3 月に 11 か国で「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11 協定）」に署名した。
また、同時に TPP のもつ経済的・戦略的重要性につき米国への働きかけを継続した。
 - ・日 EU・EPA については、7 月の第 24 回日 EU 定期首脳協議において、日 EU・EPA が大枠合意に達したことを日 EU 首脳間で確認した。その後も精力的に詰めの協議を進め、12 月の日 EU 首脳電話会談において交渉妥結を確認した。交渉妥結後は、早期署名・発効に向け、法的精査作業等を実施してきている。
 - ・日中韓 FTA については、交渉会合を 2 回開催し、物品貿易、サービス貿易、投資等の分野について集中的に議論を行った。
 - ・RCEP については、11 月に交渉立ち上げ以降、初の首脳会議が開催され、交渉に一定の進展が見られた。
 - ・日・トルコ EPA については、9 月及び 30 年 2 月にそれぞれ第 7 回及び第 8 回交渉会合が実施され、物品貿易、サービス、投資等幅広い分野における議論がなされた。
 - ・日・コロンビア EPA 交渉の非公式会合等を開催し、農産品を含む物品貿易、原産地規則等の分野について協議した。
 - ・AJCEP については、12 月に第 18 回 AJCEP 協定合同委員会が東京で開催されるなど、改正に向けた交渉を進展させた。
 - ・発効済みの EPA については、都度、法的観点から、協定に基づいて設置されている各種委員会の運営、条文の解釈等につき助言を行った。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：a，29年度：b）

測定指標3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 *

中期目標（一年度）

日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

28年度

年度目標

日本国民や日系企業等の利益及び関心を調整の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。

環境関連条約等、国民生活に大きな影響を与え得る、経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

環境分野では、気候変動に関するパリ協定について締結手続を取り進め、経済分野では投資協定、租税条約の締結手続を取り進め、社会分野では社会保障協定、航空協定等の締結手続を取り進める。

施策の進捗状況・実績

1 二国間条約

投資協定：日・イラン投資協定及び日・オマーン投資協定については、5月に第190回国会においてその締結につき承認を得、イラン及びオマーン側に締結行為の実施に向け働きかけを行った。日・ケニア投資協定及び日・イスラエル投資協定については、それぞれ8月、29年2月に署名を行い、ともに締結につき承認を求めべく29年3月に第193回国会に提出し、国会承認に向けて各種業務を行った。日・アルゼンチン投資協定については4回、日・コートジボワール投資協定及び日・モロッコ投資協定については2回、日・タンザニア投資協定及び日・バーレーン投資協定については1回交渉会合を開催し、交渉を進展させた。

租税条約：日・ドイツ租税協定、日・インド租税条約改正議定書及び日・チリ租税条約については、5月に第190回国会においてその締結につき承認を得た。その後、日・ドイツ租税協定及び日・インド租税条約改正議定書については、9月に締結手続を行い、10月に効力が発生した。また、日・チリ租税条約については、12月に締結手続を行い、同月に効力が発生した。

日・スロベニア租税条約、日・ベルギー租税条約については、それぞれ9月及び10月に署名を行った。

日・ラトビア租税条約の新規締結に向け、6月に交渉を行い実質合意に至り、29年1月に署名を行った。

日・オーストリア租税条約の全面改正に向け、10月に交渉を行い実質合意に至り、29年1月に署名を行った。

日・エストニア租税条約及び日・リトアニア租税条約の新規締結に向け、それぞれ8月及び10月に交渉を行い、後者については実質合意に至った。

日・バハマ租税情報交換協定の一部改正に向け、12月に交渉を開始し、その後実質合意に至り、29年2月に署名を行った。

なお、日・スロベニア租税条約、日・ベルギー租税条約、日・ラトビア租税条約、日・オーストリア租税条約、日・バハマ租税情報交換協定改正議定書については、その締結につき承認を求めべく29年3月に第193回国会に提出し、国会承認に向けて各種業務を行った。

社会保障協定：日・フィリピン社会保障協定の締結については、4月に第190回国会において承認を得た。日・スロバキア社会保障協定及び日・チェコ社会保障協定改正議定書については、それぞれ29年1月及び同2月に署名し、その締結につき承認を求めべく第193回国会に提出している。また、日・中国社会保障協定については2回、日・トルコ社会保障協定及び日・スウェーデン社会保障協定については1回の交渉会合を開催し、協議を進展させた。

航空協定：日・カンボジア航空協定及び日・ラオス航空協定については、4月にその締結につき

国会承認を得て、5月に外交上の公文の交換を行い効力が発生した。

2 多国間条約

パリ協定については、11月に第192回国会においてその締結につき国会承認を得て、受諾書の寄託を行った。翌12月、我が国との関係において効力を生じた。

29年度

年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調整の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

施策の進捗状況・実績

1 二国間条約

投資協定：「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」において掲げられた、32（2020）年までに100の国・地域との署名・発効を目指すという目標に向け、投資関連協定の交渉促進に取り組んだ。

日・サウジアラビア、日・ウルグアイ、日・イラン、日・オマーン、日・ケニア及び日・イスラエル間での投資協定が発効し、日・アルメニア投資協定に署名したほか、日・アンゴラ、日・アルジェリア、日・カタール、日・アラブ首長国連邦、日・ガーナ、日・モロッコ、日・タンザニア、日・アルゼンチン、日・コートジボワール及び日・バーレーン間の投資協定交渉を引き続き進めた。

また、トルクメニスタン、ジョージア、ヨルダン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア及びエチオピアとの交渉を新規に開始し、交渉の進展に向けて各種業務を行った。

租税条約：日・スロベニア租税条約、日・ベルギー租税条約、日・ラトビア租税条約、日・オーストリア租税条約、日・バハマ租税情報交換協定改正議定書については、その締結につき承認を求め、29年3月に第193回国会に提出し、5月に承認を得た。

日・ラトビア租税条約及び日・スロベニア租税条約については、それぞれ7月及び8月に発効した。

日・コロンビア租税条約、日・スペイン租税条約及び日・クロアチア租税条約については、それぞれ12月、30年2月及び3月に実質合意に至った。

30年1月には、日・アルゼンチン租税条約について正式交渉を開始した。

社会保障協定：日・スロバキア社会保障協定及び日・チェコ社会保障協定改正議定書については、その締結につき第193回国会において承認を得た。また、日・中国社会保障協定については、2回の政府間交渉を経て30年1月に実質合意に至った。さらに、日・スウェーデン社会保障協定の交渉会合を1回開催し、協議を進展させた。

2 多国間条約

違法漁業防止寄港国措置協定については、第193回国会においてその締結につき国会承認を得て、5月に加入書の寄託を行い、6月、我が国について効力が発生した。

名古屋議定書については、第193回国会においてその締結につき国会承認を得て、5月に受諾書の寄託を行い、8月、我が国について効力が発生した。

その他、環境分野において、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書、郵便分野において、万国郵便連合憲章の第9追加議定書等も締結した。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：a，29年度：b）

評価結果（個別分野3）

施策の分析

【測定指標3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進】

28年度

TPP協定の締結について国会の承認を得、29年1月に、協定の寄託国であるNZに対し、我が国の

国内手続完了に関し通報を行うことができた。

TPP 協定は、21 世紀型の新たな共通ルールをアジア太平洋地域に作りあげ、自由、公正で巨大な一つの経済圏を構築するとともに、自由・民主主義・基本的人権・法の支配といった、基本的価値観を共有する国・地域が経済の絆を深め、その輪を広げていくことで、更なる地域の安定を図るという戦略的意義を有するものであり、それは、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進にとって有効であると考えられる。また、WTO 協定改正議定書（貿易円滑化協定）が発効したこともまた、目標を達成する上で重要な取組であったといえる。（28 年度：多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進（達成手段①））

29 年度

TPP11 協定の交渉妥結・署名及び日 EU・EPA の交渉妥結に至ったことは、経済連携の推進を図るとともに、多角的貿易体制の強化に積極的に関与・貢献するという中期目標に向けた進展において極めて有効であった。（29 年度：多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進（達成手段①））

さらに、TPP 協定関連業務が佳境を迎えた時期であっても、TPP 協定以外のメガ FTA に関する交渉会合も精力的に開催し、着実に交渉を進展させた。中でも東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、事務レベル、閣僚レベルでの交渉に注力し、交渉立ち上げ以降、初めての首脳会議開催にまでこぎ着けた。これにより、日本国民及び日系企業の海外における利益の保護及び促進に向けて重要な進展を見せたと言え、また、今後更に同目標を継続的に実現し得る下地が整いつつあるとも言える。（29 年度：日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進（達成手段②））

【測定指標 3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画】

28 年度

パリ協定の締結については、11 月に国会の承認を得て、寄託者である国連事務総長に対し受諾書の寄託を行い、12 月に我が国との関係において効力を生じた。気候変動は国際社会全体で取り組まなければならない長期的な課題であり、パリ協定は、全ての国が参加することが見込まれる、公平かつ実効的な気候変動対策のための協定である。我が国は、締結により国民生活に影響を与える気候変動分野の国際的枠組に参加することができることになった。（28 年度：国民生活に直結する環境その他の分野での国民生活に直結する国際的なルール作り（達成手段③））

また、投資分野においては、9 月及び 10 月に日・アルゼンチン投資協定交渉が、6 月及び 10 月には日・モロッコ投資協定交渉が実施され、いずれも早期締結を目指して精力的に交渉が続けられている。租税分野においては、10 月に日・インド租税条約改定議定書及び日・ドイツ租税協定、12 月に日・チリ租税条約が発効した。社会保障分野においては、4 月に日・トルコ社会保障協定、6 月及び 11 月に日・中国社会保障協定並びに 6 月に日・スウェーデン社会保障協定の交渉が実施され、協定締結に向けて協議が進展した。航空分野では、5 月に日・カンボジア航空協定及び日・ラオス航空協定が発効した。以上の成果は、各国との人的・経済的交流の一層の促進に貢献するものであり、日本国民・日系企業の国内外における利益の保護・促進及び国民生活に直結する国際的なルール作りへの参画との目標を達成する上で効果が高かった。（28 年度：日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進（達成手段②））

29 年度

各国・地域との投資協定及び租税条約の締結により、対外直接投資額及び進出企業の増加が見込まれ、また、同じく各国との社会保障協定の締結により、保険料の二重払い等の進出日本企業の経済的負担の軽減が実現される。これにより、人的・経済的交流の一層の促進に大きく貢献したといえる。

環境分野において、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書、郵便分野において、万国郵便連合憲章の第 9 追加議定書等も締結した。

以上の成果は、日本国民・日系企業の国内外における利益を保護・促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへ積極的に参画するという中期目標の達成に向けて極めて有効であった。（29 年度：日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進（達成手段②）、国民生活に直結する環境その他の分野での国民生活に直結する国際的なルール作り（達成手段③））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

開放的でルールに基づいた国際経済システムを拡大し、その中で我が国が主要プレーヤーであり続けることは、世界経済の発展や我が国の経済的繁栄を確保していく上で不可欠である。このため、TPP協定を始めとする包括的なFTA/EPAの締結を推進し、世界経済の成長に寄与するとともに、その成長を取り込むことによって我が国の成長につなげていくことが必要である。

こうした取組を通じたアジア太平洋地域を中心とする貿易・投資面でのルール作りは、この地域の活力と繁栄を強化するものであり、安全保障面での安定した環境の基礎を強化する戦略的意義を有する。さらに、こうした取組の推進は、WTOを基盤とする多角的貿易体制における世界規模の貿易自由化も促進していくことが期待される。

社会保障協定等は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進等の観点から重要であるところ、これまで各国との交渉において蓄積された知見を活かしつつ、新たな交渉に適切かつ円滑に臨めるよう、一層の体制の整備が不可欠である。

投資協定、租税条約、社会保障協定等は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進等の観点から重要であるところ、これまで各国・地域との交渉において蓄積された知見を活かしつつ、新たな交渉に適切かつ円滑に臨めるよう、一層の体制の整備が不可欠である。

その他の経済分野及び社会分野の条約についても、国際社会の多様化・グローバル化の進展に伴い様々な地球規模の課題が発生していることから、各分野における国際約束の締結のニーズは極めて大きい。このような中、我が国として特に国際約束の作成・締結を追求していくべき課題につき、交渉を含む様々な機会における一層の情報収集や意見交換等により、他の交渉参加国の立場への理解を深めつつ、我が国にとって有利な国際環境の醸成に向けた取組を一層強化していく。

【測定指標】

3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進

多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進は、新たな国際ルール作りに積極的に貢献するという施策目標を実現する上で重要であり、中期目標の達成に向けた、情報技術協定(ITA)の締結手続の迅速かつ円滑な実行、新サービス貿易協定(TiSA)の早期妥結に向けた積極的な議論への貢献、各国とのFTA/EPA締結交渉の推進、発効済みEPAについての適切な法的助言の実施等の目標の設定は適切であった。

包括的なFTA/EPAの締結のための作業は、交渉分野が多岐にわたることから、協定の案文は必然的に膨大な分量となる。今後、既存の交渉の加速や交渉妥結及びその後の締結が想定されることを踏まえ、これに対応する体制強化のための人的資源の拡充を引き続き行う。

3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画という施策目標は、新たな国際ルール作りに積極的に貢献するという観点から重要であり、中期目標の達成に向けた、各国との経済及び社会分野の各種条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)の交渉・締結の推進や、環境関連条約等の国民生活に大きな影響を与え得る国際ルール作りへの積極的な参画等を29年度目標として設定したことは適切であった。

日本国民・日系企業の利益を保護・促進するための条約や、国民生活に影響を与える条約については、国民生活や経済・社会上の重要性にかんがみ、積極的に交渉に参加し、可能な限り早期に国会の承認を得るべく努める。

本施策の目標の更なる進展には、国際約束の作成交渉の段階から交渉担当者に対し、十分な法的助言を行う必要がある、引き続き適切に対応すべく努めることとする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定(平成29年6月27日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001946.html)

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書(平成29年10月13日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001941.html)
万国郵便連合憲章の第九追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約
(平成 29 年 6 月 6 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001942.html)
郵便送金業務に関する約定 (平成 29 年 6 月 6 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page23_000007.html)
生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平
な配分に関する名古屋議定書 (平成 29 年 10 月 13 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001940.html)
日中社会保障協定 (仮称) 交渉における実質合意 (平成 30 年 1 月 28 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005574.html)
社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書 (平成 29 年 9 月 6 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_001945.html)
社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定 (平成 29 年 9 月 6 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001944.html)
パリ協定 (平成 28 年 12 月 8 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000810.html)
航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定 (平成 28 年 11 月 10 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001886.html)
航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定 (平成 28 年 11 月 10 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001887.html)
第 196 回国会外交演説 (平成 30 年 1 月 22 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002351.html)
経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>)
平成 29 年版外交青書 (外交青書 2017)

第 3 章第 1 節 6 国際社会における法の支配

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2017/html/index.html>)
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11 協定) の署名 (平成 30 年 3 月
9 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005763.html)
RCEP 首脳会議 (平成 29 年 11 月 14 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page1_000436.html)
日 EU 経済連携協定 (EPA) 交渉 (平成 30 年 3 月 23 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html)
日・ベルギー租税条約 (平成 29 年 9 月 14 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_001950.html)
日・スロベニア租税条約 (平成 29 年 9 月 14 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001949.html)
日・ラトビア租税条約 (平成 29 年 9 月 14 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_001951.html)
日・オーストリア租税条約 (平成 29 年 9 月 14 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_001952.html)
日・バハマ租税情報交換協定改正議定書 (平成 29 年 9 月 14 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_001953.html)
日・コロンビア租税条約の実質合意 (平成 29 年 12 月 21 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005470.html)
日・アルゼンチン租税条約交渉の開始 (平成 30 年 1 月 9 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005495.html)
日・スペイン新租税条約の実質合意 (平成 30 年 2 月 21 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005686.html)
日・クロアチア租税協定の実質合意 (平成 30 年 3 月 20 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005820.html)
日・ウルグアイ投資協定 (平成 29 年 4 月 14 日)

- (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001883.html)
日・サウジアラビア投資協定（平成 29 年 4 月 14 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/trt/page22_000957.html)
日・イラン投資協定（平成 29 年 4 月 26 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002523.html)
日・オマーン投資協定（平成 29 年 9 月 14 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002522.html)
日・ケニア投資協定（平成 29 年 9 月 14 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001947.html)
日・イスラエル投資協定（平成 30 年 3 月 14 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_001948.html)
日・アルメニア投資協定の署名（平成 30 年 2 月 15 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005654.html)
日・アンゴラ投資協定の大筋合意（平成 23 年 2 月 21 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/2/0221_08.html)
日・アルジェリア投資協定交渉第 3 回会合の開催（平成 30 年 2 月 7 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/dz/page22_002947.html)
日・カタール投資協定交渉第 3 回会合の開催（平成 29 年 4 月 6 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004483.html)
日・アラブ首長国連邦投資協定交渉第 4 回会合の開催（結果）（平成 29 年 4 月 18 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000146.html)
日・ガーナ投資協定交渉第 3 回会合の開催（平成 27 年 8 月 3 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002364.html)
日・モロッコ投資協定交渉第 7 回会合の開催（平成 30 年 3 月 14 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/ma/page25_001277.html)
日・タンザニア投資協定交渉第 4 回会合の開催（結果）（平成 29 年 9 月 13 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005028.html)
日・アルゼンチン投資協定交渉第 7 回会合の開催（平成 29 年 5 月 17 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004617.html)
日・コートジボワール投資協定交渉第 4 回会合の開催（平成 29 年 8 月 4 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004878.html)
日・バーレーン投資協定交渉第 2 回会合の開催（平成 29 年 9 月 22 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005067.html)
- ・官邸ホームページ
第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）
(https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement2/20180122siseihousin.html)
未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日）
(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/sankou_society5.pdf)
 - ・内閣官房ホームページ
TPP 等政府対策本部 TPP11 について
(<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tpp11/index.html>)